

# 独立行政法人建築研究所の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬のうち、特別手当については当所役員給与規程により「職務実績に応じ、増額又は減額することができる」としている。

#### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

4月分より本給月額を903,000円から843,000円に改定した。

理事

4月分より本給月額を840,000円から784,000円に改定した。

監事

4月分より本給月額を780,000円から728,000円に改定した。

監事(非常勤)

4月分より月額266,000円から248,000円に改定した。

### 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,668	千円 10,836	千円 4,749	千円 1,083 (役員特別調整手当)		
理事 (1人)	千円 14,888	千円 9,072	千円 4,417	千円 991 (役員特別調整手当) 207 (単身赴任手当) 201 (通勤手当)	1月1日1人	12月31日1人
監事 (1人)	千円 14,577	千円 9,360	千円 4,102	千円 936 (役員特別調整手当) 179 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 3,192	千円 3,192	千円 ( )	千円		

注:「役員特別調整手当」とは地域の民間賃金、他の同種の機関における給与水準等を踏まえた一定の給与水準を確保する必要性及び人材確保の観点から役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円	年 月			該当者なし
監事A	千円	年 月			該当者なし
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

注:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注:平成18年12月31日付けで退任した理事については、国からの出向職員で国へ復帰したため退職手当は支給していない。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、高度な研究業務の推進のため必要な人材の確保を図りつつ、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減を実施する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当所給与規程の改正においては「独立行政法人の役職員の給与改定については、国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請する。(H17.9.28閣議決定)」等を考慮し、国の職員に適用される給与法に準拠して定めている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価を行い、業績手当の成績率及び昇給の実施に反映させている。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績が優れている者の成績率を「特に優秀」又は「優秀」としている

#### ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

国家公務員に適用される一般職給与法等に準拠し、以下の改正を行った。

- ・俸給月額引き下げ 改正率(平均△4.8%)
- ・地域手当の新設 平成18年度は4%
- ・勤務実績の給与への反映(勤務成績に基づく昇給制度の導入、業績手当への実績反映の拡大)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	62人	45.1歳	9,154千円	6,686千円	93千円	2,468千円
事務・技術	16人	40.8歳	6,828千円	4,981千円	85千円	1,847千円
研究職種	46人	46.6歳	9,963千円	7,279千円	95千円	2,684千円
在外職員	該当者なし					
任期付職員	4人	32.0歳	5,856千円	4,556千円	121千円	1,300千円
事務・技術	該当者なし					
研究職種	4人	32.0歳	5,856千円	4,556千円	121千円	1,300千円
再任用職員	1人					
技能職種	1人					

注：該当者が1名のため、個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載しない。

非常勤職員	10人	35.0歳	2,535千円	2,050千円	116千円	485千円
事務・技術	10人	35.0歳	2,535千円	2,050千円	116千円	485千円
研究職種	該当者なし					

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

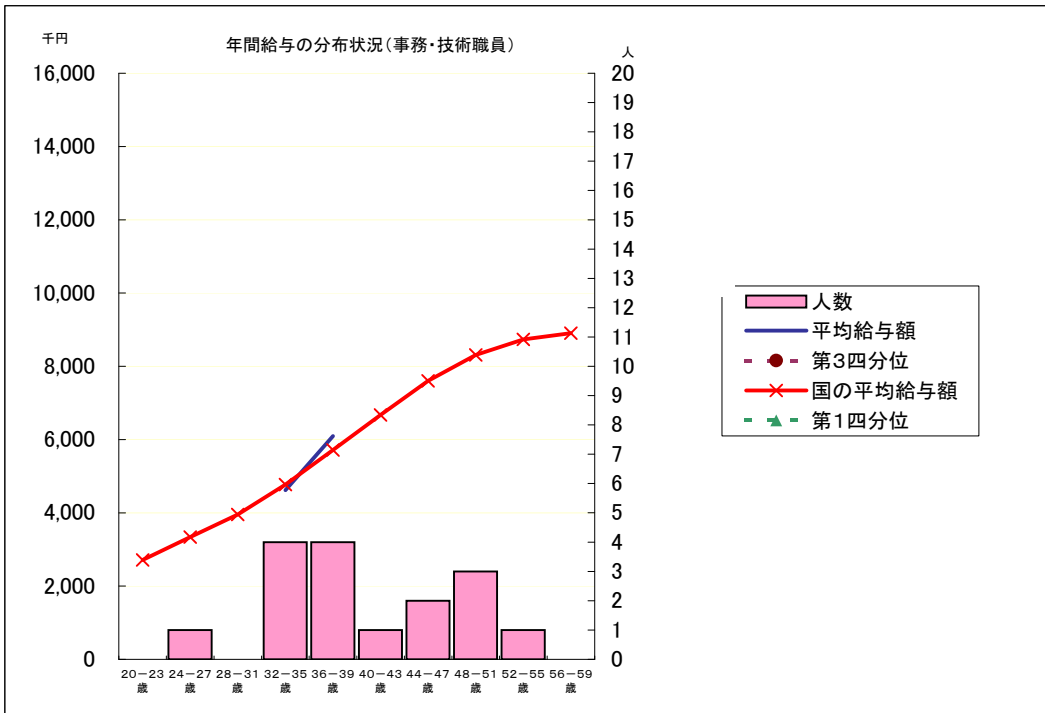
注：常勤職員・任期付職員・非常勤職員区分の医療職種及び教育職種について該当者がいないため欄を省略。

同様に、再任用職員区分について、事務・技術、研究、医療、教育職種を省略。

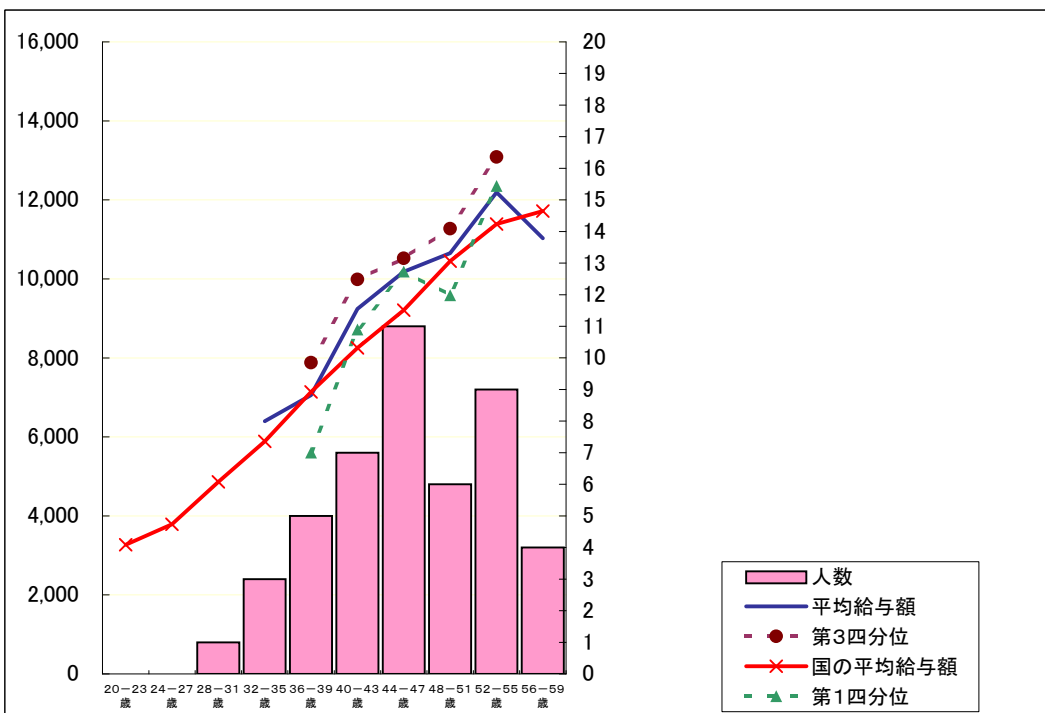
注：再任用職員区分の技能職種は自動車運転手。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注：年齢24-27、40-43、44-47、52-55歳の該当者は1名または2名のため、当該個人に関する情報が特定されるかまたは特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。すべての年齢階層について該当者が4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。



注：年齢28-31歳の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるかまたは特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。年齢28-31、32-35、56-59歳の該当者は4名以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

## (事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部部長	1		—		—
・本部課長	5	46.3	8,507	8,729	9,185
・本部課長補佐	1		—		—
・本部係長	7	36.4	4,801	5,306	5,772
・本部係員	2		—		—

注：人員数が1名及び2名のグループについては、当該個人が特定されるおそれのあることから「平均年齢」及び「平均」欄については記載していない。また、4名以下のグループについては、第1・第3分位を記載しない。

## (研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・本部研究部長	7	54.5	12,760	13,164	13,495
・本部研究課長	20	46.4	10,050	10,461	10,945
・本部主任研究員	14	47.2	7,880	8,867	9,605
・本部研究員	5	34.5	5,173	5,678	5,604

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	部長	課長	課長	副参事	主査	主査	主事	主事
人員 (割合)	16	0 (0%)	0 (0%)	1 (6.3%)	0 (0%)	5 (31.3%)	0 (0%)	1 (6.3%)	7 (43.8%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)
年齢(最高～最低)		—	—	—	—	50～39	—	—	43～32	—	—
所定内給 与年額(最 高～最低)		—	—	—	—	7,026 ～5,672	—	—	4,604 ～3,250	—	—
年間給与 額(最高～ 最低)		—	—	—	—	9,414 ～7,783	—	—	6,369 ～4,500	—	—

注：人員数が1名または2名の級については、当該個人に関する情報が特定されるか又は特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載しない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		所付	グループ長 上席研究員	主任研究員	主任研究員	研究員	研究員
人員 (割合)	46	0 (0%)	26 (56.5%)	13 (28.3%)	3 (6.5%)	4 (8.7%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		—	57～42	57～36	46～33	37～29	—
所定内給 与年額(最 高～最低)		—	9,885 ～6,728	7,437 ～5,705	6,031 ～5,099	4,024 ～3,634	—
年間給与 額(最高～ 最低)		—	13,978 ～9,181	10,092 ～7,786	8,187 ～6,973	5,604 ～4,990	—

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.6	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.4	% 32.1
	最高～最低	37.0～32.0	32.9～28.5	33.4～30.7

注：管理職員は該当者が1名のため、当該個人が特定されることから記載しない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 56.5	% 60.7	% 58.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.5	% 39.3	% 41.3
	最高～最低	45.7～42.3	41.5～38.6	42.5～40.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.2	% 69.2	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.8	% 30.8	% 32.2
	最高～最低	36.7～32.3	32.9～28.9	33.3～30.8



⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

107.0

対他法人(事務・技術職員)

99.4

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

105.7

対他法人(研究職員)

103.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

当所の給与水準について、給与規程上国家公務員と同等にも関わらず、国家公務員や他法人に比べて高いのは、以下の要因が考えられる。

- ・19年4月現在で職員数92人という小さな組織であるため、対象者がわずかしかおらず、そのため一人一人の結果が指数に現れやすい。つまり、たまたま手当を多く受給している者が対象となった際には指数が簡単に跳ね上がってしまうことがある。
- ・事務・技術職員の対象者の中には、本省より転入してきた課長相当職以上の者も多く、これらの者は家族と離れ単身で赴任してくるケースが多くみられ、また東京からの赴任であるため地域手当の異動保障が付くことで、管理職手当や単身赴任手当、地域手当を受給している者が公務員の平均値に比べ多くなる傾向がある。

また、「国家公務員給与の概要」によれば、本府省職員の給与水準は地方機関勤務の職員に比べ高い事が示されているが、今回の当所の対象者のうち本府省出身者の割合は56.3%と、全国家公務員中の本府省職員の割合19.2%を大きく上回っている。

- ・研究職員については、少ない人員で広範な分野を研究するため、国家公務員採用I種試験合格者相当の研究員を多数採用しており、特に博士号を有する者が多い。なお、博士号を有する者は、同年次で有しない者に比べ国の制度と同様に初任給の決定において級号俸が2年分高くなっている。また、「国家公務員給与の概要」によれば、研究職俸給表の適用者の平均年齢は44.2歳であるが、今回の当所の対象者の平均年齢は46.6歳であり、単純計算で2年の差は8号俸に相当する。

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	853,515	871,524	△18,009 ( △2.1 )	- ( - )
退職手当支給額 (B)	68,407	29,365	39,042 ( 133.0 )	- ( - )
非常勤役職員等給与 (C)	179,803	183,208	△3,405 ( △1.9 )	- ( - )
福利厚生費 (D)	118,595	97,868	20,727 ( 21.2 )	- ( - )
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,220,320	1,181,965	38,355 ( 3.2 )	- ( - )

#### 総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」、「最広義人件費」について  
「給与、報酬等支給総額」については、中期目標・中期計画における人件費削減の取組により、対前年度比で約2.1%の減となったが、「最広義人件費」については、退職手当支給額や福利厚生費の増加により、対前年度比で約3.2%の増となった。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組の状況
  - ①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項  
前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。  
また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進める。
  - ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針  
前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%以上削減する。
  - ③人件費削減の取組の進ちょく状況
    - a基準年度の「給与、報酬等支給総額」 871,524千円 ※予算額は、891,249千円
    - b当年度の「給与、報酬等支給総額」 853,515千円
    - c当年度までの人件費削減率 約△4.2% (中期計画による基準年度予算額に対する削減率)
 ※参考:基準年度の決算額に対する当年度の決算額 約△2.1%

### IV 法人が必要と認める事項

特になし